

県への各種届出について

1 体制届について

事業所において、新たに加算を取得する場合や、既を取得している加算に変更が生じる場合など、報酬を算定する体制に変更が生じる場合は、様式第5号（体制届）の提出が必要。

（1）届出方法

電子申請サービスによる届け出

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

（2）提出期限

【4月1日・5月1日付で新規加算を取得する場合又は取得している加算の単位数が増える場合】

令和8年4月15日まで

【6月1日～3月1日付で新規加算を取得する場合又は取得している加算の単位数が増える場合】

加算取得・変更月の前月15日まで

例) 令和8年7月1日から算定する場合⇒提出期限：6月15日

(加算の単位数が減少する場合や減算を適用する場合：算定日にかかわらず速やかに提出)

(3) 4月1日変更 体制届提出時の注意事項

○就労継続支援 A 型事業所については、基本報酬の算定区分に関する届け出が必須となる。

(区分の変更の有無にかかわらず)

体制届様式内別紙 5 7 「スコアの公表状況に関する届出書」(変更可能性あり)を添付すること。

○グループホームについては、前年度平均利用者数が変わり、夜間支援対象者数が変わった場合についても提出が必要。

○県ホームページ掲載の体制届様式内別紙 1 「体制状況一覧」(変更可能性あり)に記載のある必要添付書類を確認のうえ、提出すること。

○体制届様式については最新の様式を使用すること。

(令和 8 年度体制届様式及び処遇改善計画書については令和 8 年 3 月末ごろ以下 URL に掲載予定)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

2 処遇改善計画書について

処遇改善加算を新たに取得する場合や、既に取得している処遇改善加算に変更が生じる場合については、体制届の提出に加え、処遇改善計画書の提出が必要。

(1) 届出方法

電子申請サービスによる届け出

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

(2) 提出期限

【4月または5月から処遇改善加算を算定・変更する場合】
令和8年4月15日まで

【6月以降から処遇改善加算を算定・変更する場合】
新規：処遇改善加算算定月の前々月末日
例) 7月1日から算定する場合⇒提出期限：5月31日

変更：処遇改善加算算定月の前月15日まで
例) 7月1日から算定する場合⇒提出期限：6月15日

3 変更届について

指定内容のうち以下の項目に変更がある場合は、様式第3号（変更届出書）＋必要書類の提出が必要。

○変更届出事項一覧（令和8年3月時点）

- ①事業所(施設)の名称
- ②事業所(施設)の所在地
- ③事業者(設置者)の名称
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ⑦事業所(施設)の平面図及び設備の概要※
- ⑧事業所(施設)の管理者の氏名及び住所
- ⑨事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
- ⑩事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
- ⑪主たる対象者
- ⑫運営規程
- ⑬介護給付費等の請求に関する事項
- ⑭事業所の種別(併設型・空床型の別)
- ⑮併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
- ⑯協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
- ⑰障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- ⑱併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
- ⑲同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
- ⑳役員の氏名、生年月日及び住所

(1) 届出方法

郵送による届け出

送付先住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階

(2) 提出期限

変更日から10日以内

※ただし、平面図に変更がある場合は、変更日の4カ月以上前までに事前協議の手続きを済ませた上で、変更日の前々月末日までに変更届を提出すること

(3) 注意事項

○添付書類については県ホームページにて掲載する「変更届出書の添付書類一覧」を参照すること。

○副本・控えを返送希望の場合については、副本と切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

4 廃止届・休止・再開届について

障害福祉サービスを廃止・休止・再開するときは、様式第4号（廃止・休止・再開届出書）の提出が必要。

（1）届出方法

郵送による届け出

送付先住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階

（2）提出期限

廃止・休止・再開の1月前まで

（3）注意事項

○事業者がサービスを休止・廃止する際は、サービス提供の継続を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続されるよう、関係者との連絡調整などにより、便宜の提供を行わなければならない。※1

※1 平成29年7月28日厚生労働省事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」より

○就労継続支援A型事業所の廃止については、障害者（労働者）の解雇にあたって、公共職業安定所長への届け出が義務付けられている。※2

※2 令和6年10月28日厚生労働省事務連絡「A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について」より

5 指定就労継続支援事業所における指定申請の変更点について

○就労継続支援B型の指定申請については、事前協議時等に生産活動シートの提出が必要
(令和8年度から開始予定)

○詳細は令和8年3月末を目途URLにて掲載予定

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s206/index.html>

6 WAMNET（障害福祉サービス等情報公表システム）の報告について

経営情報の見える化の報告が開始されたため、令和6年度決算情報をWAMNET（障害福祉サービス等情報公表システム）にて報告すること。

（未報告事業所については「情報公表未報告減算」の適用の可能性も）

報告期限 令和6年度決算情報→令和8年3月31日まで